



安全衛生推進者、衛生推進者、及び安全推進者の選任について

【徳島労働基準監督署】

労働災害の発生状況をみるところ、中小規模事業場における発生率が大規模事業場に比べて各段に高い傾向にあります。そのため、『労働安全衛生法』では、**中小規模事業場（50人未満）**の安全衛生水準の向上を図るため、一定の業種・規模に応じて『**安全衛生（又は衛生）推進者**』等を選任し、労働災害を防止するための職務を行なうよう定められています。

1. 選任すべき事業場の業種・規模・資格者等（安衛法第12条の2、安衛令第2条、安衛則第12条の2）

◆法令の略称…「安衛法」：労働安全衛生法、「安衛令」：労働安全衛生法施行令、「安衛則」：労働安全衛生規則

安衛令第2条	選任対象業種	選任資格の名称 (10～49人) 【選任報告不要】	選任資格の名称 (50人以上) 【選任報告必要】
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	・安全衛生推進者の選任義務	・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医 の選任義務
第2号	製造業(加工業含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、 <u>各種商品小売業</u> 、 <u>家具・建具・じゅう器小売業</u> 、 <u>燃料小売業</u> 、 <u>旅館業</u> 、 <u>ゴルフ場業</u> 、 <u>自動車整備業</u> 、 <u>機械修理業</u>		
第3号	1号、2号以外の全業種 ・小売業※【上記第2号の下線の業種を除く】 ・社会福祉施設※、飲食店※	・衛生推進者の選任義務 ※印の業種については、ガイドラインにより10人以上で『安全推進者』を配置。 【安全推進者の選任報告不要】	・衛生管理者 ・産業医 の選任義務

【注】※印の業種については、「安全推進者の配置等に係るガイドライン（平26.3.28 基発0328第6号）」に沿って「安全推進者」を配置し、職場環境の改善や安全意識の啓発等の実施が求められています。

2. 安全衛生（衛生）推進者の選任基準（安衛則第12条の3、昭63.9.5労働省告示第80号）

事業場に専属の者で、①～⑤のいずれかの基準を満たす者から選任してください。

- ①大学又は高等専門学校を卒業後、1年以上の安全衛生実務経験を有する者
- ②高等学校を卒業後、3年以上の安全衛生実務経験を有する者
- ③5年以上の安全衛生実務経験を有する者
- ④安全衛生（衛生）推進者養成講習を修了した者
- ⑤安全管理者、衛生管理者、労働安全・労働衛生コンサルタント※の資格を有する者

【※コンサルタントを選任する場合
には非専属の者でも可】

【安全推進者の配置基準】「安全推進者の配置等に係るガイドライン参照」

- ・一般的な安全活動（整理整頓、労働災害の防止、安全教育等）に従事した経験を有する者で可（上記①～⑤のいずれかの基準を満たす者が望ましい）。



安全衛生推進者

3. 安全衛生（衛生）推進者の周知（安衛則第12条の4）…「安全推進者」の周知にも準用

作業場の見やすい箇所に、選任者の氏名を掲示する等関係労働者に周知してください。

4. 職務内容（安衛法第10条第1項、安衛則第3条の2、昭63.9.16通達基発第602号）

- ・『安全衛生推進者』の職務内容 ⇒ 裏面のとおり。
 - ・『安全推進者』の職務 ⇒ 『安全衛生推進者』の職務準用「安全推進者の配置等に係るガイドライン参照」
- 《職務内容の例》
- ・危険箇所（回転物の覆い、床の凸凹面等）の改善や注意喚起の表示
 - ・職場内の整理整頓（4S活動）
 - ・荷物運搬時の作業手順の整備
 - ・刃物・台車・脚立使用時の作業手順の整備
 - ・関係機関への各種報告
 - ・朝礼等を活用した安全衛生教育の実施、安全意識の高揚など

（2021. 7）

安全衛生推進者の職務

1. 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
2. 作業環境の点検(環境測定を含む)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
3. 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること
4. 安全衛生教育に関すること
5. 異常な事態における応急措置に関すること
6. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること
8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること

安全衛生推進者 氏 名	
----------------	--

安全衛生推進者の職務遂行に協力するよう周知します。

任 命 権 者 _____